

## 第1節

## 次世代育成支援対策

## 1 「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」の策定

少子化対策の具体的実施計画として、2000（平成12）年に策定された「新エンゼルプラン」は、2004（平成16）年度に最終年度を迎えた。この間、保育関係事業を中心に計画的な整備が進められたことに加え、2002（平成14）年からは「待機児童ゼロ作戦」の推進も加わり、当初の計画目標は多くの事業でほぼ達成される見込みとなっている。

しかしながら、この間、少子化の進行は続き、2004年の合計特殊出生率は、過去最低の水準を更新した2003（平成15）年と同率の1.29となった。現在、我が国の出生率は、南欧諸国やアジアのNIES諸国などとともに、国際的にみても最も低い水準となっている。

これは、子どもや子育てをめぐる現在の状況を変化させるためには、これまでにとられた対策のみでは十分な効果を挙げるにいたっていないということを意味している。とりわけ、

子育て期にある30歳代男性の4人に1人は週60時間以上就業しているなど、育児期に子どもに向き合う十分な時間を持つことができない働き方となっており、依然として子育ての負担が女性に集中する結果となっていること、また、育児休業制度など子育てと就業の両立を目指した諸制度も十分な活用が進んでいないこと

地域によっては保育所待機児童がいまだ存在しており、また地域協同体の機能が薄れつつある中で、一時保育や地域子育て支援センターなど地域の子育てを支えるサービスが地域において、子育て支援サービスが十分に行き渡った状況には至っておらず、孤立した状態で子育てしている場合があること

無職や雇用の不安定な若者が増加するなど、若者が社会的に自立し、家庭を築き子どもを産み育てることが難しい社会経済状況となっていることなどが、急速な少子化の進行の背景にあると考えられる。

このような状況を踏まえると、若者の自立から働き方の見直し、地域の子育て支援に至る取組みをバランスよく総合的に進めていくことが必要である。2003年7月に、「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」とい

う。)が成立し、各種の施策を総合的に推進する枠組みが整備され、2004年6月には、少子化社会対策基本法に基づいて、少子化に対処するために政府が講じるべき施策の指針として、「少子化社会対策大綱」(以下「大綱」という。)が閣議決定された。

大綱では、少子化の流れを変えるための今後の政府の取組みの方向性として、若者の自立が難しくなっている状況を変えていく「自立への希望と力」、子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく「不安と障壁の除去」、子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていくなどの「子育ての新たな支え合いと連帯 家族のきずなと地域のきずな」という3つの視点を掲げ、この視点を踏まえて、特に集中的に取り組む重点課題として、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」の4つの重点課題を設定した。

また、次世代法に基づき、市町村と都道府県、従業員301人以上の企業等には、次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務付けられたことを受け、住民に対するニーズ調査の実施など行動計画策定に向けた取組みが進められた。

さらに、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、2004年度に最終年度を迎える新エンゼルプランに代わる新たなプランとして、施策の具体的実施計画を策定することとされ、同年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(「子ども・子育て応援プラン」)が少子化社会対策会議で決定された。

「子ども・子育て応援プラン」では、大綱に掲げる4つの重点課題に沿って、2009(平成21)年度までの5年間に重点的・計画的に講ずる具体的な施策と目標を掲げている。今回のプランでは、急速な少子化の進行を踏まえ、若者の自立や働き方の見直し等も含めて幅広い分野で具体的な目標を設定している。

さらに、今回のプランでは、行政施策の数値目標、事業量やか所数という目標だけでなく、サービスの受け手である国民の目線も取り入れることによって、国民の側からみて、「子どもが健康に育つ社会」、「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるかが分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示している。プランの実施に当たっては、この「目指すべき社会の姿」に照らして、施策の内容や効果を評価しながら、効果的に施策を展開していくこととしている。

また、今回のプランでは、次世代法に基づいて、全国の市町村で行動計画が策定されていることを踏まえ、その検討状況を調査し、子育て支援サービスに関しては、その集計値を基礎において目標設定を行い、全国の地方公共団体の行動計画の実現に向けた取組みを国として支援するものとなっている。

◀ 第1部第2章  
図表2-3-31

## 2 次世代育成支援対策関連3法の改正

### (1) 児童手当法の改正

2003(平成15)年3月の「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(少子化対策推進関係閣僚会議決定)において2003年及び2004(平成16)年の2年間を次世代育成支援対策の基盤整備期間と位置づけ、一連の立法措置を講ずることとされ、次世代育成支援対策関連3法(「児童手当法の一部を改正する法律」、「育児・介護休業法等の一部を改正する法律」、「児童福祉法の一部を改正する法律」)の1つとして児童手当法の一部を改正する法律案を第159回通常国会に提出し、本法は、2004年6月に成立した。

今回の改正の具体的内容は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、これまで義務教育就学前までとされていた児童手当の支給対象年齢を、2004年度から小学校第3学年の修了前までに引き上げるものであり、2004年6月から施行され、同年4月に遡って適用された。

### (2) 育児・介護休業法の改正

次世代育成支援対策等において大きな課題となっている仕事と子育ての両立支援等をより一層推進するため、育児・介護休業法等の一部を改正する法律案を第159回通常国会に提出した。同法案は、継続審議とされたが、2004(平成16)年12月、第161回臨時国会において成立した。

今回の改正の具体的な内容は、期間を定めて雇用される者のうち、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の要件を満たす者について、育児休業・介護休業の対象に加える、子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合にあっては、子が1歳6か月に達するまでの休業を可能とする、同一の対象家族1人につき、介護を要する状態に至ったごとに1回、通算93日の範囲内で休業を可能とする、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、労働者1人につき年5日まで、病気やけがをした子の世話をするための子の看護休暇を取得できることとする等となっており、2005(平成17)年4月から施行されている。

### (3) 児童福祉法の改正

急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法の一部を改正する法律案を第159回通常国会に提出した。同法案は、継続審議とされたが、2004(平成16)年11月、第161回臨時国会において成立した。

今回の改正の具体的内容は、児童虐待防止対策等の充実・強化として、児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設、里親等の在り方の見直し、要保護児童に関

する司法関与の見直し等を行うとともに、新たな小児慢性特定疾患対策の確立として、長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を創設すること等となっており、2004年12月から順次施行されている。

### 3 次世代育成支援に向けた各種の施策展開

#### (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

次世代法に基づき、企業が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるために策定・実施することとされている「一般事業主行動計画」について、企業に対して周知・啓発を行うこと等により、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに向けた取組みを積極的に推進している。

また、仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行うファミリー・フレンドリー企業の普及を促進するため、企業における仕事と家庭の両立のしやすさを示す両立指標のファミリー・フレンドリー・サイトの利用等による活用を図るとともに、ファミリー・フレンドリー企業表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施している。

さらに、仕事と家庭の両立について社会全般の理解を深めるため、10月の「仕事と家庭を考える月間」はもとより、あらゆる機会をとらえ、全国的に広報活動を実施している。

##### 1) 育児休業制度等についての取組みの推進

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律においては、労働者の仕事と家庭の両立の負担を軽減するため、育児休業・介護休業制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、勤務時間短縮等の措置を講ずる義務などを規定している。同法が遵守されるよう引き続き事業主に対して指導等を行うとともに、育児休業の申出や取得を理由とした不利益取扱いなどについての労働者からの相談に対応している。

また、改正内容も踏まえた就業規則等が整備され、育児休業の制度等が企業において定着し、その利用が一層促進されるよう、周知・徹底を図っている。

##### 2) 母性健康管理対策の推進

女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して健康に働くことができるよう、母性健康管理の措置（健康診査等の受診に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置）及び母性保護規定（産前産後休業や危険有害業務の就業制限等）につ

いて、事業主や女性労働者等に対し、周知徹底を図っている。

### 3) 育児、介護等のために退職した者に対する再就職支援

育児・介護等のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供等の援助を行うほか、2004（平成16）年度からは、キャリアコンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組みが行えるようきめ細かい支援を行う再チャレンジサポートプログラムを実施している。

## （2）地域の子育て支援

地域協同体の機能が薄れつつある中で、子育て家庭は孤立した子育てを余儀なくされており、子育て中の親と子が気軽に集い、相談や交流、情報交換ができる場を身近に整備していくことが求められている。

保育所等における地域子育て支援センター事業に加え、2002（平成14）年度からは、当事者である親自身が主体となった取組みとして、つどいの広場事業の推進を図っている。「子ども・子育て応援プラン」においては、これら地域における子育て支援の拠点の整備について、2009（平成21）年度までに、全国の中学校区の約6割に相当する6,000か所での実施を目標に掲げて取り組んでいくこととしている。

また、量的整備と併せて、共に支え合い学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題であるとの認識のもと、2004（平成16）年4月には、つどいの広場等に関わる実践者等による全国組織として「つどいの広場全国連絡協議会」が設立され、各種セミナーの開催等の活動が展開されているほか、子育てNPO指導者や子育てサークルリーダーの研修も実施されている。

## （3）保育

### 1) 保育所入所児童の状況

保育所は、親の就労等の事情により家庭で保育することのできない乳幼児を保育する施設であり、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、就労形態の多様化に対応した延長保育、夜間保育、休日保育、子育て家庭に対する相談支援、専業主婦等の育児疲れ解消等のための一時保育等の提供を行っている。2004（平成16）年4月現在、施設数は2万2,490か所、入所児童数は約197万人となっている。保育所入所児童数は少子化を背景に減少していたが、共働き家庭の増加等により、1995（平成7）年以降、都市部を中心に増加に転じており、保育所入所待機児童は2004年4月現在、全国で2万4,245人となっている。

## 2) 多様な保育需要に対応するための取組み

このように都市部等において保育所の入所待機児童が存在することから、「待機児童ゼロ作戦」として2002(平成14)年度から毎年度、保育所を中心に、約5万人の保育所受入児童数の増を図っている。特に2004(平成16)年度においては、保育所の緊急整備補助の実施や週2・3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて利用できる特定保育について対象年齢を三歳未満児から就業前までに拡充するなどの措置を実施した。

2005(平成17)年度からの取組みとしては、待機児童数が50名以上いる市町村を中心に、2007(平成19)年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数の増大を図っていくとともに、保育需要が増大している市町村においては、2003(平成15)年改正児童福祉法に基づき策定した保育計画により、待機児童の解消に向けた総合的な取組みを促進していくこととしている。

また、急な残業など変動的・変則的な保育・介護ニーズに対応するため、地域における育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター(地域において援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織)について、地域の子育て支援機能の強化に向けて、実施か所数の拡大を図っている。

構造改革特区に関する地方公共団体等からの提案を受け、近年の少子化や過疎化の進行により、幼児数の減少、幼児同士の活動の機会の減少等の事情にある地域において、下記の措置を認めている。

保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認

保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認

保育の実施に係る事務の教育委員会への委任

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認

幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例

(なお、 、 、 については、2005年5月上旬までに全国展開の措置がとられている。)

さらに、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した「総合施設」については、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同検討会議を設置して検討を進め、2004年12月に総合施設の基本的な在り方について審議のまとめが取りまとめられた。今後は、2005年度に試行事業を先行実施し、これらの実施状況も踏まえた上で具体的な制度設計を行い、2006(平成18)年度から本格実施を目指すこととしている。

#### (4) 母子保健施策の推進

##### 1) 「健やか親子21」の推進

母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」については、2005（平成17）年に行われる中間評価や食を通じた妊産婦の健康支援方策など、その更なる推進に向け、「健やか親子21」推進検討会（2005年2月から開催）において検討を進めているところである。

なお、2004（平成16）年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」においても、「健やか親子21」の趣旨を踏まえた施策内容と目標を掲げているところである。

##### 2) 子どもの心の健康支援

「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」（2005年3月から開催）において、子どもの心の診療に携わることのできる専門の医師の養成に係る具体的方法について検討を進めているところである。

##### 3) 小児医療・周産期医療の充実

2002（平成14）年度から2004年度にかけて、厚生労働科学研究において小児科医・産科医の確保・育成に関する研究が行われたところであり、この成果をも踏まえ、小児医療・周産期医療の効率的な実施のための具体的な施策について検討を進めているところである。

##### 4) ヒト受精胚の研究利用の指針作成

2004年7月に総合科学技術会議で取りまとめられた「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を踏まえ、文部科学省等関係府省と連携しつつ、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の適切な取扱いを確保する指針などの検討を進めることとしている。

#### (5) 母子家庭等ひとり親家庭への支援

母子家庭の母等については、母子家庭の急増等、新しい時代の要請に対応するため、2002（平成14）年11月に母子及び寡婦福祉法等が改正され（2003年4月から施行）、また、2003（平成15）年7月には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立した（同年8月から施行）ところであり、これらの改正母子及び寡婦福祉法等に基づき、

子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の「子育てや生活支援策」

母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」

養育費の確保に向けた広報啓発等の「養育費の確保策」

児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」といった自立支援策を総合的に展開している。

また、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用、公共職業安定所への寡婦等相談員の配置、母子家庭の母等に対する訓練手当の支給、雇い入れた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給等の措置も講じている。さらに、2005（平成17）年度から新たに、就労経験がない又は就労経験が乏しい母子家庭の母等に対し、準備講習付き職業訓練を実施し、職業能力開発の機会・効果を向上させ、母子家庭の母の就業支援をより積極的に推進することとしている。

## 第2節

### 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実と 配偶者からの暴力への対策の充実

#### 1 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月20日の「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）施行以降、様々な施策が推進され、児童虐待に関する理解や意識の向上が図られつつある。しかし、その一方で、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談処理件数も児童虐待防止法制定直前の1999（平成11）年度11,631件から2003（平成15）年度26,569件と2倍以上に増加し、その内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えているなど、依然として、大きな社会的課題となっている。

#### 2 児童虐待防止対策の取組み状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、虐待を経験した者が親になった時に虐待を再現してしまう世代間連鎖を引き起こす場合もあるなど、子どもの一生涯、さらには世代を超えて深刻な影響をもたらすこともある。このため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備し、支援をしていくことが必要である。

このため、

発生予防に関しては、子育て中の親に対する交流・つどいの場の提供や地域子育て支援センターの拡充、養育が困難になっている家庭を訪問し、育児・家事の援助等を行う育児支援家庭訪問事業の推進

早期発見・早期対応に関しては、児童相談所が地域の医師、弁護士、学識経験者などの専門家と連携を図る事業の推進や、地域の関係機関が子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進

保護・自立支援に関しては、児童養護施設の小規模化の推進、総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置など虐待を受けた子どもの心身のケアを担当する職員の質的・量的充実

などの取組みを進めてきている。

さらに、2004（平成16）年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、「児童虐待という親子間の最も深刻な事象に対応できる社会を作り上げていくことが、すべての子どもと子育てを大切にする社会づくりにつながる」との認識に立ち、児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会（児童虐待死の撲滅）等の実現を目指し、虐待防止ネットワークの全市町村における設置などの具体的な目標を立て、今後とも、より積極的に施策を推進していくこととしている。

### 3 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正

また、制度的な対応についても充実が図られており、2004（平成16）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正されている。

改正児童虐待防止法については、議員提案により2004年3月に第159回国会に提出され、同年4月に成立し、同年10月1日から施行されている。

主な改正事項は、児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正、児童虐待に係る通告義務の拡大、警察署長に対する援助要請等、面会・通信制限規定の整備、児童虐待を受けた子ども等に対する学業の遅れに対する支援、進学・就職の際の支援等に関する規定の整備である。

一方、改正児童福祉法については、前述したように、2004年2月に第159回国会に提出され、同年11月26日に成立、12月3日に公布され、同日より順次施行されている。

児童虐待防止対策等に関連した主な改正事項は以下のとおりである。

児童相談に関する体制の充実

- ・児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、身近な市町村に

において虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求めつつ、都道府県（児童相談所）の役割を専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化することによって、児童相談に関わる主体を増やし、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実を図ることとした。

- ・要保護児童に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関として「要保護児童対策地域協議会」を法的に位置づけ、その運営の中核となる調整機関を置くことや、協議会の構成員に守秘義務を課すことにより、個別具体的なケースに関する援助活動が円滑に行われるようにした。

児童福祉施設、里親等の在り方の見直し

- ・ケアの連続性に配慮し、乳児院と児童養護施設の入所児童の年齢要件を緩和することとした。
- ・里親の監護・教育・懲戒に関する権限の明確化を図ることとした。

要保護児童に関する司法関与の見直し

児童虐待等の対応が困難な相談が増加する中で、児童相談所の体制強化だけではすべての事例に適切に対応しきれない現状を踏まえ、

- ・家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置の有期限化、
- ・家庭裁判所が児童相談所に対し、保護者指導を行うべき旨の勧告を行う制度の導入、
- ・児童相談所長の親権喪失請求権の18歳以上の未成年者への拡大を図ることとした。

厚生労働省としては、これらの改正法の全面施行に向け、2004年2月から3月にかけて、市町村児童家庭相談援助指針の策定、児童相談所運営指針の改正、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定、子ども虐待対応の手引きの改正を行い、周知を図った。また、2005（平成17）年4月には、要保護児童とその家庭に対するより良い支援のためのアセスメントと自立支援計画の策定指針をまとめた「子ども自立支援計画ガイドライン」を作成し、要保護児童に関わる援助関係者における積極的な活用を促した。

さらに、児童虐待による死亡事例等の検証は、事件の再発防止と対策を構築する上での課題を抽出するために重要な意義を持つことから、2004年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置して、全国の事例を専門的かつ多角的な角度から分析・検証を行うこととし、その検証結果の第1次報告を2005年4月に取りまとめた。

#### 4 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2003（平成15）年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談実人員をみても、74,563人（前年度72,691人）のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が19,102人（前年度17,611人）であり、相談理由の25.6%（前年度24.2%）を占めるなど、配偶者からの暴力被害者が増加しており、一層の取組みの強化が必要となっている。

#### 5 配偶者からの暴力対策の取組み状況

配偶者からの暴力被害者に対する相談・保護等の援助については、休日・夜間電話相談事業の実施、関係機関とのネットワークの整備、職員に対する専門研修、心理療法担当職員の配置、夜間警備の実施、母子生活支援施設、民間シェルターなどへの一時保護委託の実施、婦人相談所一時保護所への同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置など、各種施策を講じ、配偶者からの暴力被害者に対する支援体制の充実を図っている。

#### 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）は、施行後3年を目途とする見直し規定により、議員提案により2004（平成16）年3月に第159回国会に改正法案が提出され、同年5月に成立し、同年12月2日に施行された。

主な改正の内容は、

「配偶者からの暴力」の定義について、保護命令に関する部分等を除き、心身に有害な影響を及ぼす言動が含まれるようにしたこと、

保護命令制度の拡充として、被害者の同伴する子どもへの接近禁止命令を命ずることができるようにしたこと、また退去命令期間を現行の2週間から2ヶ月に拡大したこと、

都道府県のほか、市町村においても、配偶者暴力相談支援センターの業務を実施することができるようにしたこと、

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務を有することを規定したこと、

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策に関し、政府は基本的な

方針（以下「基本方針」という。）を定めるとともに、都道府県は基本方針に即して、それぞれの都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならないこと、

福祉事務所による自立の支援を規定したこと

などとなっている。

この改正を受け、内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣による「基本方針」が定められ、2004年12月2日に告示された。

この「基本方針」においては、配偶者からの暴力に関する基本的な考え方や我が国の現状などの基本的事項、被害者からの相談、被害者の保護等に関する事項、被害者の自立支援に関する事項、関係機関の連携協力に関する事項など、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容などについて示されている。